

別表 1

届出対象行為等

1 届出対象行為

次の（１）から（４）に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知をしなければならない。

（１）景観法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為：建築物の建築等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	当該建築物の高さが 13m 又は建築面積が 1,000 m ² （商業地域等（※）にあっては、高さが 20m 又は建築面積が 1,500 m ² ）	当該建築物の高さが 5m 又は延べ床面積が 10 m ²
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が 10 m ²	

※ 商業地域等
都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

（２）景観法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為：工作物（建築物を除く。）の建設等

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域		
工作物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	当該工作物の高さが 5m（建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが 1m、かつ、地盤面から上端までの高さが 13m）又は築造面積が 1,000m ²		
	②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの 「太陽光発電施設」はこれに該当。			
	③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの 「風車」はこれに該当。			
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの			
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの			
	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの（①の支持物を除く。）			
	⑦観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの			
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			
	⑨石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設			
	⑩污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの			
	⑪電線、索道用架線その他これらに類するもの（それらの支持物を含む。）	当該工作物の高さが 20m	当該工作物の高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ）が 13m	
	⑫塀、さく、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	当該工作物の高さが 3m		当該工作物の高さが 1.5m
	⑬自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの	当該工作物の高さが 13m 又は築造面積が 1,000 m ²		当該工作物の築造面積が 10 m ²
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積 10 m ²			

築造面積が1,000㎡を超えるものも左記同様に届出をお願いします。

(3) 景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為：開発行為

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
開発行為	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 5mかつ長さが 10m	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 1.5m

(4) 景観法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為

届出対象行為	景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	当該行為に係る土地の面積が 10,000 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 5mかつ長さが 10m	当該行為に係る土地の面積が 500 m ² 又は当該行為に伴い生じるのり面若しくは擁壁の高さが 1.5m
木竹の伐採	伐採面積が 10ha	伐採する木竹の樹高が 10 m又は伐採面積が 500 m ²
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積物件の高さが 5m又はその用に供される土地の面積が 1,000 m ²	堆積物件の高さが 1.5m又はその用に供される土地の面積が 100 m ²
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが 13m	当該照明の対象となる建築物等の高さが 5m

2 適用除外とする行為

1 の (1) から (4) までの表に定める規模以下の行為及び 1 の (2) に掲げる種類の工作物以外の工作物の建設等のほか、次に掲げる行為については、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知をすることを要しない。

(1) 景観法第 16 条第 7 項第 1 号に掲げるもの: 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号。以下「政令」という。）で定めるもの

○ 政令第 8 条

- ① 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ② 仮設の工作物の建設等
- ③ 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 建築物の建築等
 - (イ) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の工作物（道路（私道を除く。）から望見されることのないものに限る。）及び消火設備を除く。）の建設等
 - (ウ) 木竹の伐採
 - (エ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5 メートルを超えるものを除く。）
 - (オ) 特定照明

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 建築物の建築等
- (イ) 高さが 1.5 メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- (ウ) 用排水施設（幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (エ) 土地の開墾
- (オ) 森林の皆伐
- (カ) 水面の埋立て又は干拓

(2) 景観法 16 条第 7 項第 2 号から第 10 号までに掲げるもの

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第 16 条第 7 項第 2 号）
- ② 景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 15 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為（景観法第 16 条第 7 項第 6 号）
- ③ 景観法第 61 条第 1 項の景観地区内で行う建築物の建築等（景観法第 16 条第 7 項第 8 号）
- ④ 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 3 号に規定する地区整備計画をいう。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 2 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画（同項第 3 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 2 号に規定する沿道地区整備計画をいう。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為（景観法第 16 条第 7 項第 10 号）

※景観法第 16 条第 3 号から 5 号まで、第 7 号及び第 9 号に掲げるものについては、本県では該当なし。

(3) 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に掲げるもので政令で定めるもの

- 政令第 10 条
 - ① 景観計画に定められた開発行為又は政令第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で景観法第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
 - ② 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で第 23 条第 1 号第 1 項の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ③ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）に係るもので以下の行為
 - 文化財保護法第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為
 - ④ 屋外広告物法第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- 独自に定めるもの（行為の規模及び工作物の種類によるものを除く。）
 - ・ 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの
 - ① 自然公園法第 10 条第 3 項若しくは第 16 条第 3 項の認可を受けて行う行為、同法第 20 条第 3 項本文、第 21 条第 3 項本文若しくは第 22 条第 3 項本文の許可を受けて行う行為、同法第 33 条第 1 項本文の届出に係る行為、同法第 68 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同法第 68 条第 3 項の通知に係る行為
 - ② 鳥取県立自然公園条例（昭和 38 年鳥取県条例第 2 号）第 8 条第 2 項の承認を受けて行う行為、同条例第 11 条第 3 項本文の許可を受けて行う行為、同条例第 13 条第 1 項の届出に係る行為、同条

例第 16 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同条第 2 項の通知に係る行為

- ③ 鳥取県自然環境保全条例（昭和 49 年鳥取県条例第 41 号）第 16 条第 4 項本文の許可を受けて行う行為、同条例第 18 条第 1 項本文の届出に係る行為、同条例第 20 条第 1 項後段の協議に係る行為又は同条例第 20 条第 2 項の通知に係る行為
- ④ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項本文又は第 34 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文の許可を受けて行う行為（同法第 25 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。）
- ⑤ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項本文の許可を受けて行う行為（同法第 9 条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
- ⑥ 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年鳥取県条例 11 号）第 2 条第 1 項本文の許可を受けて行う行為又は同条第 2 項後段の協議に係る行為
- ⑦ 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項本文、第 127 条第 1 項本文又は第 139 条第 1 項本文の届出に係る行為
- ⑧ 鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 14 条第 1 項本文若しくは第 34 条第 1 項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第 15 条第 1 項本文（同条例第 35 条において準用する場合を含む。）若しくは第 35 条の 6 第 1 項本文の届出に係る行為

- ・ 景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為（当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあつては、1 の（1）から（4）までの表に掲げる景観計画区域に係る規模以下のものに限る。）

・ その他次に掲げる行為

- ① 設置期間が 90 日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- ③ 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- ④ 鳥取県景観形成条例第 13 条第 3 号に掲げる行為で次に掲げるもの
 - ア 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 2 号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - イ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 6 号に掲げる荷さばき施設又は同項第 8 号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの
 - ウ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - エ 堆積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - オ 堆積の期間が 90 日を超えないもの
- ⑤ ①から④までに掲げる行為に準ずるものとして規則で定める行為

3 特定届出対象行為

1 の（1）及び（2）の行為はすべて、景観法第 17 条第 1 項に規定する特定届出対象行為とする。（形態意匠の制限のうち色彩の規制に適合しない場合は、同項又は同条第 5 項による措置命令の対象とする。）